



週間情報



No.2531

発行日 平成25年8月20日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

両会の動き

◆ 消防実務講習会（消防実務研修・消防法令違反是正事例発表会）の開催

一般財団法人全国消防協会
九州地区支部

一般財団法人全国消防協会の九州地区支部では、平成25年8月9日（金）、鹿児島県鹿児島市（鹿児島サンロイヤルホテル）において、消防職員の知識及び教養を深め、円滑な消防行政の推進を図るために、消防実務講習会（消防法令違反是正事例発表会）を開催しました。

講習会当日は、多くの参加者により、違反是正に関する熱意と期待を感じる講習会となりました。

《プログラム》

- 教育講演 「津波の動きと避難行動『津波映像』から九州を考察する」
鹿児島大学 地域防災教育研究センター特任教授 岩船 昌起氏
- 事例発表 1 「公園に面した特定複合用途防火対象物に係る指導事例」
鹿児島市消防局中央消防署予防指導係主査 下一ノ宮 洋一氏
- 2 「認知症グループホームと老人デイサービスからなる特定複合用途防火対象物に係る指導事例」
福岡市消防局中央消防署予防課主査 森田 良浩氏
- 3 「特定複合用途防火対象物に係る建基法・消防法違反に係る指導事例」
那覇市消防本部予防課違反処理係長 國吉 利弘氏
- 座長 鹿児島市消防局予防課長 平山 優氏
助言者 前佐世保市消防局東消防署長 石田 良文氏



【九州地区支部実務講習会の様子】

行事

◆ 新庁舎の落成

赤磐市消防本部（岡山）

赤磐市消防本部では、平成25年7月28日（日）、複雑多様化している消防行政の需要に対応するため、移転新築を行っていた消防庁舎（赤磐市津崎114番地）の竣工を記念し、落成式を行いました。

式典では、市長をはじめ、来賓の方々によるテープカットが行われ、会場に集まった多くの関係者から盛大な拍手が沸き起こりました。

新消防庁舎は、大規模災害を想定した最高水準の耐震性能及び緊急消防援助隊用資機材等を保管する防災備蓄倉庫を備え、2階には高機能消防指令センターの機能を備えた通信指令室、3階には災害対策本部となる大会議室、屋上には太陽光発電設備、また敷地内にはドクターヘリや防災ヘリの離着陸が可能なヘリポートも備えた施設です。

落成式に引き続き、市民への一般公開や公開訓練、地震体験、放水訓練も行いました。

当日は多くの市民が訪れ、イベントを通して赤磐市消防本部を身近に感じてもらうとともに、防災意識を身に付けてもらいました。

新消防庁舎完成に伴い、災害に強いまちづくりに向けて一步前進することができ、今後も更なる前進に向け、職員一丸となって頑張っています。



【新消防庁舎全景】



【県消防防災ヘリコプターによる公開訓練の様子】

◆ 少年少女消防体験入隊を実施

埼玉西部消防局（埼玉）

埼玉西部消防局所沢中央消防署及び東消防署では、平成25年7月31日（水）、8月1日（木）の両日、所沢市内在住の小学校5・6年生を対象とする「少年少女消防体験入隊」を実施し、合わせて159名の児童が参加しました。

本事業は、旧所沢市消防本部から継続しているもので、火災、救急等の災害に対する予防と応急処置を学習するとともに、命の大切さを学び、助け合いの心を育成することを目的として開催しており、申し込み時には長蛇の列を成すほど人気の高いイベントです。

体験内容は、午前には、はしご車搭乗体験、ホース延長訓練、119番通報訓練や地震体験車を用いて地震発生時の身の守り方を学習し、午後には応急処置訓練、消火訓練やロープ渡り訓練などを体験しました。

参加した児童からは、「消防の仕事の大変さがわかった。」「災害に備えることの大切さがわかった。」などの感想がよせられ、様々な消防体験を通じて防火防災意識の向上が図れたとともに、夏休みの良い思い出となったようです。



【少年少女消防体験入隊の様子】

◆ 夏休み子ども教室『消防署体験』を開催

別府市消防本部（大分）

別府市消防本部では、平成25年8月7日（水）、別府市消防本部において、夏休み子ども教室『消防署体験』を開催しました。

この教室には、市内の小学校1年生から6年生までの児童18名とその家族18名の計36名が親子で一緒に参加し、消防業務の体験を通じ、幼少期からの防火意識の醸成を目的として行いました。

防火講話や放水訓練、はしご車試乗等の体験を行い、消防の仕事を理解していただくとともに、防火についても楽しく学んでいただきました。

体験を終えた児童からは「楽しかった。」「火遊びは絶対にしない。」「また来たい。」等の嬉しい声も聞かれ、非常に活気あふれる教室となりました。



【消防署体験の様子】

訓練・演習

◆ 合同水難救助訓練を実施

徳島市消防局では、平成25年7月24日(水)、板野郡上板町「六条大橋北岸上流」において、県内広域消防相互応援協定締結5消防本部(板野西部消防組合消防本部、名西消防組合消防本部、板野東部消防組合消防本部、小松島市消防本部、徳島市消防局)の合同水難救助訓練を実施しました。訓練では、総人員約40人が参加し、訓練を通じて各消防本部との連携した潜水救助活動や安全管理を含めた陸上支援活動などを実施し、水難救助技術の向上及び連携強化を図りました。

徳島市消防局(徳島)



【5消防本部による水難合同訓練の様子】

◆ 緊急消防援助隊後方支援隊資機材取扱訓練を実施

さいたま市消防局(埼玉)

さいたま市消防局では、平成25年7月31日(水)、浦和消防署訓練場において、緊急消防援助隊後方支援隊資機材取扱訓練及び給食支援訓練を実施しました。

この訓練は、資機材取り扱いの習得、後方支援隊員間の連携強化を目的に、当局が毎年4月(人事異動後)、10月(緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練前)、3月(資機材整備)に実施している訓練です。

今回の訓練は上記の訓練に加え、7月に真夏の高温・多湿環境下での後方支援の困難性の確認と保有している冷房機器の性能を検証するため実施しました。

この訓練により、改めて夏場の支援活動の厳しさと給食支援資機材の取り扱いを再確認することができました。



【後方支援隊資機材取扱・給食支援訓練の様子】

◆ 土砂災害対応訓練を実施

鹿児島市消防局（鹿児島）

鹿児島市中央消防署では、平成25年8月5日（月）、6日（火）の2日間、シラス採取場において、土砂災害対応訓練を実施しました。

この訓練は、平成5年8月6日に本市で発生した豪雨災害（8・6豪雨災害）から20年を迎えるなか、当該災害を経験していない職員が6割を超えている現状を踏まえ、災害を風化させないよう職員に伝承するとともに、土砂災害発生時に迅速、的確かつ安全な救出要領等を習得することを目的として実施しました。

この訓練では、「豪雨により崖崩れが発生し、人家が土砂に押しつぶされ行方不明者が多数いる」との想定で行われ、初動体制を確保するための現場状況の確認要領や情報収集要領、班編成によるローテーションを組んでの救出活動、二次災害防止措置など各種訓練を実施しました。

前日からの降雨により実災害現場に近い環境で実施され、救出に2時間を要するなど実践さながらの訓練となり、隊員にとって貴重な経験となりました。

当消防局では、水害の教訓と土砂災害現場での救出活動の困難性等について職員に伝承するとともに現場活動を円滑に遂行できるよう、このような訓練を継続的に実施していきます。



【土砂災害対応訓練の様子】

◆ 高所作業技術訓練を実施

和歌山市消防局（和歌山）

和歌山市消防局では、平成25年8月6日（火）、和歌山城において、140人を超える非番職員等が自主的に参加して、和歌山城石垣に繁茂する雑草の清掃活動を実施しました。

この活動は、消防職員の高所での作業技術の向上と体力強化を目指した高所作業技術訓練を兼ねて実施しています。

これまでは、2日間にかけて城内のお堀や10メートル以上ある高い危険な場所を主として石垣の隙間に繁茂する雑草を刈り取る作業を実施していましたが、作業能力の向上により1日で作業予定の大半がこなせるようになりました。

そこで、今年は、観光客の多くなる夏場に第1回目として実施し、さらに、秋の行楽シーズン前にも再度、実施する予定です。

また、林 和歌山市消防局長は「市民の憩いの場である和歌山城をきれいにするとともに、奉仕の精神を若い職員に引き継いでいきたいと思います。」とのコメントを、また、訓練に参加した隊員のひとり東消防署 坂本消防副士長は「まちの象徴の和歌山城をきれいにできることを、うれしく思います。」と述べていました。



【高所作業技術訓練の様子】

◆ 火災原因調査訓練を実施

松戸市消防局（千葉）

松戸市消防局は、平成25年6月3日（月）から25日（火）までの間、市内10消防署において、火災原因調査訓練を実施しました。

この訓練は、各消防署の調査班を対象に全20回行われ、消防署の食堂を専用住宅の台所と見立て、「専用住宅の地上1階台所から出火、関係者により初期消火実施済み」との想定で、消防署の調査員延べ143名が参加し、情報収集、写真撮影、図面作成を行い、原因調査技術の向上及び知識の習得を図りました。

このような訓練は初の試みでしたが、参加した職員から、「調査経験が少ないなか、今後も想定訓練を重ねていかなければならない。」などの感想が寄せられました。



【火災原因調査訓練の様子】

◆ 水難救助技術研修会を開催

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部（埼玉）

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部では、平成25年8月6日（火）から8日（木）までの3日間、志木市立志木中学校プールを借用し、当消防本部職員を対象とした「水難救助技術研修会」を開催しました。

本研修会では、埼玉県消防学校『水難救助員教育』を修了した職員等を指導者として、「着衣泳の体験」「スローバックなどを使用した溺者の救出方法」「急流を想定したゴムボートによる救出訓練」等を実施し、安全・確実な救助技術を習得するとともに、水災害及び水難事故時の安全管理の重要性を再確認しました。



【水難救助技術研修会の様子】

その他

◆ 「学校教職員応急手当普及員講習」

千葉市消防局（千葉）

千葉市消防局では、平成25年8月6日（火）から8月8日（木）までの3日間、消防局講堂において市内の教職員に対して応急手当普及員の講習会を開催しました。

本講習会は、小中学校の教育現場において、応急手当の重要性を認識し、子どもたちへの指導の一助にさせていただくことと合わせ、いざという時の災害対応能力の向上を目指すもので平成19年から継続的に実施しております。

本年で6年目を迎えますが、参加された先生方は「自分たちの命は自分たちで守る」といった意識のもと真剣に取り組んでおりました。

今後は、先生たちが自らの学校において、職員への応急手当の普及を行うとともに、将来を担う子どもたちに対しても、先生たちによる応急手当の普及を行うように取り組んでいきます。



【学校教職員応急手当普及員講習の様子】

◆ 小児に対する救命講習を実施

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部（埼玉）

坂戸・鶴ヶ島幼年消防クラブ連絡協議会では、平成25年8月8日（木）、消防本部において、本連絡協議会に参加している保育士や幼稚園の先生を対象に普通救命講習会を実施しました。

当日は、小児に対するAEDを用いた心肺蘇生法を中心に、万が一の時に素早く対応できる知識・技術を習得することや応急手当の重要性を認識することを目的としました。

講習会后、参加者からは「教えてもらってよかった。安心した。」といった意見が多く寄せられました。

本連絡協議会は昭和57年に発足し、現在、24の保育園や幼稚園が参加しています。年間を通して消防訓練や救急講習などを実施し、幼少期からの教育を通じて、将来社会の一員となる基礎を作り、あわせて家庭や地域の防火思想や救命の意識・救命の連鎖の向上のための活動を行っています。



【小児に対する救命講習の様子】

◆ 消防本部の住所変更について

○ 95015 始良市消防本部（鹿児島）

新住所 〒899-5241 始良市加治木町木田5348番地26

あいらクリーンセンター2階（下線部が変更）

（新庁舎建設に伴う仮庁舎への移転のため平成25年8月24日から平成27年3月まで）

※電話等は変更なし

◆ 消火訓練等における消防職団員立会い時の安全管理の再徹底について

消火訓練等における消防職団員立会い時の安全管理の再徹底について（平成25年8月9日付け消防消第170号、消防災第315号）が消防・救急課長及び国民保護・防災部防災課長より各都道府県消防防災主管部長あてに次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

消防庁

平成25年8月4日、滋賀県東近江市の自治会における消火訓練の準備中に、消防団員がオイルパンにエタノールを入れたところ、引火したエタノールが周囲に飛び散り、周囲にいた児童等10名が重軽傷を負う極めて憂慮すべき事故が発生しました。

現時点において、事故の詳細については調査中ですが、今回の事故に鑑み、消防職団員が消火訓練等の指導を行う際には下記の事項に留意の上、事故防止に万全を期するよう、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 訓練内容や規模に応じて、指導にあたる消防職団員の任務分担や会場における配置を適正に行うこと。また、万一事故が発生した場合を想定し、消火や救護などの役割分担をあらかじめ定めること。
- 2 炎を使用する消火訓練を行う場合には、粉末消火器等延焼を防止するための消火器具、設備を必ず配備すること。
- 3 危険な場所に、住民、特に子供が近づかないよう退避線を定めるなど、危険範囲を明示するとともに、安全管理のための人員を周囲に配置すること。
- 4 オイルパンなどで炎を使用する訓練を行う場合には、使用する燃料の特性を確認すること。特に、引火点が低い上に炎が見えにくいなど、訓練用の燃料としては不適切なエタノールの使用は控えること。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2508/pdf/250809_syoul70sai315.pdf) に掲載されています。

◆ 住宅用火災警報器の設置率の推計結果（平成25年6月1日時点）について

住宅用火災警報器の設置率の推計結果（平成25年6月1日時点）について（平成25年8月13日付け消防予第316号）が予防課長より各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

消防庁

住宅用火災警報器の設置率調査については、「住宅用火災警報器に関する施策等の推進状況調査について」（平成25年5月20日付け消防予第200号）によりお願いしていたところです。

提出頂いた調査結果等をもとに消防庁にて平成25年6月1日時点での推計を実施したところ、結果は別添（省略）のとおりとなりました。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2508/pdf/250813_yo316.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課
担 当： 増沢、中田
E-mail： k2.nakata@soumu.go.jp

◆ 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について

多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について（平成25年8月19日付け消防予第321号、消防危第155号）が予防課長、危険物保安室長より各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

消防庁

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました（別紙1（省略）参照）。当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

花火大会、夏祭り、秋祭り等の多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、使用される火気の中でも、ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意が必要です。

つきましては、同様の事故を防止するため、多数の観客等が参加する行事の開催を把握した際は、事前に関係者に火災予防上の指導を実施するとともに、積極的に現地におもむき、露店業者等に対し、特に下記の事項に留意の上、火災予防上の指導を実施するようお願いいたします。

なお、消防庁ホームページでは、本火災を踏まえたガソリンの安全な取扱いに関する啓発資料（別紙2（省略）参照）をまとめましたので、関係者への指導等に御活用ください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 ガソリン等の貯蔵・取扱いへの指導に係る留意事項

(1) ガソリンの火災危険性に関する周知

火気を使用する屋台等においてガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、当該施設の関係者に対して、ガソリンは引火点が約-40℃と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、タンクや金属製容器等の開口部が開いていたりガソリンが漏れいすると、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があることについて改めて周知されたいこと。

(2) 金属製容器の保管時の注意事項

ガソリンは電気の不良導体（静電気が蓄積しやすい液体）なので、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・取扱いを実施すること。

その場合においても火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。

(3) ガソリンを注油する際の注意事項

ガソリンの漏れや溢れが起きると容易に火災に至る危険性があることから、漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに、開口前の圧力調整弁の操作等、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱うこと。発電機の稼働中には断じて注油しないこと。

なお、特に夏季においては、ガソリン温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなる可能性があることから、その取扱いに当たっては吹きこぼしが起こらないように注意すること。

2 火気器具を使用する屋台等への指導に係る留意事項

火災予防条例で定める事項に加え、屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、消火器を設置するとともに、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。

また、プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

○ 全文は、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/bn/2013/detail/814.html>）に掲載されています。

【問い合わせ先】

予防課

担当：福井、増沢

危険物保安室

担当：三浦、鈴木、中嶋

◆ 「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」の開催

標記について、平成25年8月15日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁

東日本大震災を踏まえて、危険物施設における震災等対策を適切かつ容易にするためのガイドラインを作成し、震災等に係る被害の軽減及び早急な復旧に資することを目的とした「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

1 背景・目的

東日本大震災では多くの危険物施設が被災し、また、事業の中断を余儀なくされました。このことから、消防庁では、平成23年度には、東日本大震災における危険物施設の地震・津波対策のあり方、平成24年度には、危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保方策に関する調査を実施し、必要な安全対策を講じてきました。

これまでの検討結果を踏まえ、危険物施設は震災時等において、二次被害の発生防止に加え、早期の燃料等の供給の再開や避難支援等の役割も期待されていることから、危険物施設の事業者が適切かつ容易に震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を実施することができるよう、過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえた危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめたガイドラインを作成するため、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」を開催することとしました。（第1回は8月22日に開催）。

2 主な検討項目

- (1) 危険物施設における東日本大震災時の事業者の対応等に関する事項
- (2) 危険物施設における地震等災害リスクの分析及び対策のあり方に関する事項
- (3) (1)、(2)を踏まえた緊急時対応マニュアルのガイドライン作成に関する事項

3 委員

別紙（省略）のとおり

- 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2508/250815_1houdou/01_houdoushiryou.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】危険物保安室
担当：三浦課長補佐、中嶋係長

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcaj.gr.jp